

募集型企画旅行条件書（要約）

詳しい旅行条件書を説明した書面をお渡ししますので、事前にご確認の上、お申込みください。
(この募集広告は旅行業法第12条の4に定められた取引条件説明書の一部です)

- 募集型企画旅行契約
- この旅行は、株式会社ニチレクが企画し実施する国内旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結していただきます。また旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。
- 旅行お申し込みと契約の成立時期
- 申し込みフォームに必要事項をご入力の上、送信してください。また、電話、郵便、ファクシミリ、その他通信手段によるお申し込みを受けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と予約金のご入金をいただきます。この期間内に申込書の提出がなされない場合、当社らはお申し込みはなかったものとして取り扱う場合があります。本契約の締結は、前記予約金を受領し契約を承諾した日とします。
- 旅行代金に含まれるもの
- 旅行日程に明示したタクシー代、食事代、体験料、施設使用料、入場料、企画運営費、消費税等諸税。
- ※上記費用はお客さまの都合により一部利用されなくても払い戻しはいたしません。
- 旅行代金に含まれないもの
- 上記以外は旅行代金に含まれませんが、その一部を例示します。
コースに含まれない交通費等の諸費用、電報電話料、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料、傷害、疾病に関する治療費。
- 取消料／お申し込み後、お客さまのご都合により取消される場合、旅行代金に対し下記の料率で取消料をいただきます。
お取消しの連絡は、営業所の営業時間内【10時～17時まで（土・日・祝日は休業）】のみお受けします。

取消料	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって					⑥当日 (旅行開始前)	⑦無連絡 不参加	⑧旅行 開始後
	①21 日前以前	②20 日前～11 日前 (③～⑤除く)	③10 日前～8 日前 (④～⑤除く)	④7 日前～2 日前 (⑤～⑥除く)	⑤旅行開始日の 前日(⑥～⑧除く)			
取消料率	日帰り	無料	無料	20%	30%	40%	50%	100%

■添乗員／同行しません。■食事／朝食0回 昼食1回 夕食0回 ■利用交通機関／タクシー(日の丸ハイヤーグループ) ■最小催行人数／2名

- 《その他のご旅行条件》
- ①旅行契約内容・代金の変更／天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらないサービスの提供その他当社の管理できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお知らせします。なお、本旅行代金は2024年12月3日現在の運賃・料金を基準としています。
- ②標記の最少催行人数に満たない場合は旅行を中止することがあります。この場合旅行開始日の前日から起算して3日目（宿泊付は13日目）に当たる日より前に通知します。
- ③取消料／当社の責任とならない事由によるお取消しの場合も取消料をいただきます。ただし、次の場合取消料はいただきません。旅行契約内容に以下のような変更が行われた時：(1)旅行開始日または終了日の変更、(2)入場観光地・観光施設・その他の目的地の変更、(3)運送機関の種類または運送会社の変更、(4)運送機関の設備・等級のより低いものへの変更、(5)ツアータイトルに記載があった事項の変更。(6)運賃・料金の変更により旅行代金が増額された場合。当社の責に帰すべき事由により当初の日程通りの実施が不可能となった時。
- ④当社による契約解除／旅行代金を期日までに支払いいただけない時、申し込み条件の不適合、病気・団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能な時は当社は契約を解除することがあります。
- ⑤当社の責任／当社又は当社の手配代行者がお客さまに損害を与えた時は損害を賠償いたします。（お荷物に関する賠償限度額は1人15万円）。
- ⑥特別補償／当社は、お客さまが旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体、手荷物に被った一定の損害について一定の補償金および見舞金を支払います。
- ⑦旅程保証／旅行日程に前記③の(1)から(5)に掲げる重要な変更が行われた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額に変更補償金を支払います。ただし、1募集型企画旅行につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。また、当社は変更補償金の支払いを物品・サービスの提供で代替することがございます。
- ⑧お客さまの責任／当社はお客さまの故意または過失により当社が損害を被った時はお客さまから損害の賠償を申し受けます。
- ⑨このチラシは旅行業法12条の4および5にいう説明書面、契約書面の一部になります。
- ⑩ここに記載のない事項については当社募集型企画旅行約款によります。
- ⑪当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- ⑫詳しくは別にお渡しいたします旅行条件書をご確認ください。

個人情報取扱について

株式会社ニチレクは、旅行申込の際に提供された申込書に記載された個人情報について、お客さまとの間の連絡のために利用させていただくほか、お客さまがお申込みいただいた旅行において、運送、宿泊機関等（主要な運送・宿泊機関等については各スケジュール表に記載されております。）の提供するサービスの手配、受領手続等および本イベント運営、金融商品や各種サービスに関するご提案のための必要な範囲内で利用させていただきます。